

会 議 記 録

会 議 名 称	令和7年度第1回 杉並区福祉有償運送運営協議会
日 時	令和7年8月18日（月）午後1時33分～午後3時33分
場 所	西棟8階 第9会議室A・B
出 席 者	委員 秋山、磯、石森、田口、小林（代理：喜舎場）、海津、土田、高橋、長谷川、矢花、吉田、奥村 区側 保健福祉部管理課職員
配 布 資 料	資料1 杉並区福祉有償運送運営協議会委員名簿 資料2 杉並区福祉有償運送運営協議会設置要綱 資料3 杉並区における移動困難者の状況～福祉有償運送の必要性について～ 資料4-1 【新規】社会福祉法人 一粒 資料4-2 【新規】一般社団法人コンパス娘息子代行サービス 資料4-3 【更新】特定非営利活動法人 おでかけサービス杉並 資料4-4 【更新】社会福祉法人 サンフレンズ 机上配付 ・ 次第 ・ 委員名簿（差し替え版） ・ 令和6年度福祉有償運送活動状況 ・ 資料4-1 社会福祉法人一粒 団体要件確認表（差し替え版） ・ 団体の追加資料（社会福祉法人一粒、一般社団法人コンパス娘息子代行サービス） ・ 社会福祉法人サンフレンズ（善福寺）旅客の名簿
会 議 次 第	1 開会 ・ 委員・事務局紹介（自己紹介） ・ 会長互選・副会長指名 ・ 会長挨拶 以下会長進行 2 議題 (1) 杉並区の福祉有償運送の必要性について（事務局） ・ 区内移動困難者の状況について ・ 移動サービス供給量の状況について ・ 令和6年度福祉有償活動実績について (2) 福祉有償運送事業者新規登録協議について（社会福祉法人一粒） ・ 事業者概要 資料4-1（事務局）

	・補足説明・質疑応答 (3) 福祉有償運送事業者新規登録協議について（一般社団法人コンパス娘息子代行サービス） ・事業者概要 資料 4-2（事務局） ・補足説明・質疑応答 (4) 福祉有償運送事業者更新登録について（特定非営利活動法人おでかけサービス杉並） ・事業者概要 資料 4-3（事務局） ・補足説明・質疑応答 (5) 福祉有償運送事業者更新登録について（社会福祉法人サンフレンズ） ・事業者概要 資料 4-4（事務局） ・補足説明・質疑応答 3 その他 4 閉会
会議結果 及び 主要な発言	1 開会 新任期のため会長の選任を行う。互選のうえ、長谷川 万由美氏に決定した。 副会長の指名について保健福祉部管理課長 土田 昌志氏となった。 2 議題 (1) 杉並区の福祉有償運送の必要性について（事務局） ・区内移動困難者の状況について 要介護認定及び障害認定を基に推計を行い、令和 6 年度の移動困難者の合計は 3 万 6,484 人であった。総人口に占める割合は 6.3%となっており、増加傾向にある。 ・移動サービス供給量の状況について 「福祉車両を中心とした個別輸送」の総配給量に占める割合は 13.5%、「福祉有償運送」の割合は 15.7%、「福祉タクシー券による輸送サービス」の割合は 70.8%であり、例年に引き続き供給量の約 7 割を福祉タクシー券利用が占め、残りの 3 割を個別輸送と福祉有償運送が担っている。 総供給量は年々減少傾向にあり、近年では令和 2 年度が最小値を記録していたが令和 6 年度はそれを下回る供給量に落ち込んでいる。各輸送の種類ごとの供給量が全体的に逡減する中、介護タクシーや、福祉有償運送の中でも施設型の供給量については増加がみられた。

	総括として、供給量は減少している一方、移動困難者数は増加しているため、様々な機関と連携しながら福祉有償運送のサービス供給量を更に充実する必要があると考えられる。 ・令和6年度福祉有償運送活動実績について報告を行った。 [主な意見・質疑応答] 委：移動サービス供給量の推移について、移動困難者の増加に対しサービス供給量が減少している調査結果に関して、「移動を希望している方が多いにも関わらず応えきれていない」と見るのか、「移動自体がなくなってきている」と見るのか、分析や見解があれば聞きたい。 また、高齢者の事故が増えているとニュースになっているが、福祉サービスの担い手の高齢化に対し、安全のためのサポートについてどう考えているか聞きたい。 区：傾向として、特に福祉有償運送に顕著であるが、運転協力員の確保の困難等、担い手不足が挙げられる。 運転者の事故に対する取組としては、福祉有償運送の運転者を対象にすぎなみ地域大学で講習会を行っている。 区：介護サービス事業所の安全対策については、定期的を開催している介護サービス事業者への集団指導の場を活用して、事例の供給及び注意喚起を実施している。 障害者の施設等については、利用者ごとに車椅子の形状、大きさ、金具など違っているため、個別にバスを運送する委託事業者と区の職員で確認し、車椅子の固定方法を決めている。乗り降りのときは、利用者、家族または利用者の介助者と委託事業者が安全確認を行っている。また、毎月開催する会議で、利用者ごとの配慮事項など、必要に応じて区と情報共有をするほか、ドライバーは運輸省が定めた安全運転講習を社内研修として毎月受講している。 委：数字上で将来の予測を立て、区内全体で危機感を共有すべき。それに応じて担い手が安心して担い手になれる公的サポートを行うべき。ギャップが大きくなってからでは間に合わないので、何らかの施策を講じるべき。 タクシー業界では柔軟な働き方を取り入れることで裾野を広げることにつながった。お金をかけるというよりは、働き方の工夫や、安全な取組の講習や資格などといった支えが必要ではないか。
--	---

	委：福祉有償運送の連絡会を年に 4 回開催しているが、その声をまとめ、今年地域大学の形を変えた。これまでは 3 日間の講習では受講する方が少なく、担い手不足に拍車をかけていた。今年からは年に 2 回、1 日講習に切り替えた。また、前回までは福祉有償運送従事予定者と限定していたが、その縛りをなくしたところ、定員の 8 割くらい申し込みがあった。 次回は 10 月予定だが 8 月 15 日号の広報にも福祉有償の講習会について掲示された。この流れを広めていきたいと思っている。 このままいくと高齢化してドライバーが少なくなってしまうので、今回申請がある二団体と一緒にやっていけたらと思う。 委：堀ノ内・松ノ木地区で区営乗り合いタクシー（AI オンデマンド交通）が始まったが、利用状況や実地人の役に立っているのか疑問。 委：区営乗り合いタクシーは、杉並区産の MaaS「ちかくも」という交通系の総合的なシステムを活用して予約するが、その登録者数は 1,500 名ぐらい。実際の 1 日の利用人数は 14 人ぐらいが乗り降りで使用。まだまだ地域の方に知られていないため、イベント時や、スーパーでチラシを配り、普及啓発に力を入れている。 今、実証実験中であるため、今後に向け、実施方法等含め要検討の必要あり。 委：1 日 14 人というのは思ったよりも多く、そのような需要もあるのだと思った。 会長：ほかになれば、福祉有償運送の必要性について確認できたということで良いか。 全員：（了承） （2）福祉有償運送事業者更新登録協議について（社会福祉法人一粒） ・資料 4-1 に基づき事業者概要の説明を行なった。 [補足説明・質疑応答] 団体：これまで移動支援事業等、外部支援を受けていたが、撤退の噂を聞き、自法人で立ち上げることとなった。5 月 1 日から移動支援の事業をスタートしている。
--	--

	法人本部は埼玉にあり、埼玉でも移動支援等の事業をしているが杉並では初めてである。施設の利用者から始め、そこから地域の方の支援ができればと思った。現場の職員からそういった支援をしたいという希望を受け申請した。 委：利用者は主にグループホームの利用者ということか。 団体：最初グループホームの利用者と、短期入所も行っているの で、外部の方が利用される際にも少しずつ広げていき たい。職員採用を行い、徐々に増やしていければと思う。 委：担い手は職員が運転業務も行い、職員を増やすことで運行 の担い手も増やしていくイメージか。 団体：はい。 会長：運行管理体制で、理事長は埼玉の本部に、ほかに名前が入 っている方は、杉並の拠点にいるのか。 団体：はい。 委：この間地域大学でも、そちらの団体から担い手としてしっ かりした方が受講に来ていた。福祉有償のドライバーは高 齢の方が多いが、若い方たちで、介護技術をしっかり持 ち、精神障害や知的障害の方たちをフォローできる方が受 講しており、頼もしく感じた。埼玉にも補助金制度がある と思うが、杉並も一定以上のトリップがあれば補助金があ るので、そういうところまで実績を積んでいただけると地 域の方は助かると思う。 会長：以上で社会福祉法人一粒の新規登録について協議は整った として良いか。 全員：（了承） （3）福祉有償運送事業者新規登録協議について（一般社団法人コ ンパス娘息子代行サービス（以下、「コンパス」とい う。）） ・資料 4-2 に基づき事業者概要の説明を行なった。 [補足説明・質疑応答] 団体：別法人でデイサービスを運営している。その利用者で外出 したいが一人では外出できないという方に対し、リハビリ デイサービスとの相乗効果をねらい、お手伝いしたいとい う思いからやらせていただく。 埼玉でも福祉有償運送をやっており、利用者、地域の方、 ご家族から喜びの声を頂いている。杉並区でも同じ形で、 福祉有償運送という事業で、高齢者の方たちが住み慣れた 地域で最期まで生活できる環境をつくっていききたいという
--	---

	思いで申請した。 会長：本日の追加資料の組織図によると、リハプライム株式会社のフランチャイズとしてデイサービスを行っている株式会社もりとも（以下、「もりとも」という。）で所有されている車を無償使用ということで提供して、そのデイサービスを利用されている方を主な利用者として福祉有償運送を行うということによいか。 団体：間違いない。 委：もりともは何をやっている会社なのか。その車両が余っていて、それを利用するということか。 団体：「コンパスウォークてんとうむし」というデイサービスを運営している。送迎時間が決まっており、休みの日もあるため、その空いている時間の有効活用し、地域の方たちの貢献に使えればと考えている。 委：埼玉での福祉有償運送はいつごろから始めたか。そちらもデイサービスの利用者が出かけるときに使っていたのか。会員はどのくらいか。 団体：コロナ前からやっていたが、コロナ明けから本格的に始めた。デイサービスの利用者や、訪問看護、またケアマネジャーからの依頼で行っている。会員は 60 名ほど。 委：福祉有償運送は通院など、ウィークデーに使うことが多いが、お楽しみをメインにした運行が多いのか。 団体：両方である。通院の送迎、付添いも含めて、あとは、好きな所への外出やお墓参り、買物同行・送迎等の支援である。 委：福祉有償を行っているのは埼玉だけか。 団体：埼玉以外にも、岡山、静岡、東京の足立で行っている。 委：それぞれの場所はフランチャイズなので、連絡を取り合ったり、実態が共有できるということはないのか。 団体：実態は共有している。稼働状況や運行状況の情報共有をしている。 委：なぜ杉並区で始めようと思ったか。 団体：「コンパスウォークてんとうむし」というデイサービスが杉並区にあり、その利用者が外出に困らないような環境を作りたいとの思いで杉並区に申請をした。 委：もりともで使っている車両を使うということだが、所在地は一緒ではないということか。
--	---

	団体：同じ場所である。 委：定款15番で、福祉有償運送の講習も行えることになっているが、実施しているのか。 団体：講習会を実施している。 委：国の認定講習の機関ということか。 団体：埼玉の本部で実施している。 会長：定款に支部の規定がないが、杉並支部の実態を教えてください。 団体：福祉有償運送を行うために杉並支部を運営している。 会長：支部全体の構成員や責任の所在はどのように考えたら良いか。コンパスの主たる事務所がさいたま市にあるが、組織の支部を例えば従たる事務所にするということもあると思うが、定款に明記されていない。支部というのはどのような扱いになるのか。 団体：定款に支部を登記するのか確認したが、明記の必要がないと判断し、現状はしていない。もし、登記が必要というならば、持ち帰らせていただき検討はしたいという話もあった。 会長：財政的なところはこの定款だと、全部本部で処理となっているが、そういうことでよいか。 団体：基本的には本部で全部管理し、売り上げも含め全部計上する形になる。 会長：財政的な資料がなかったので、一般社団としてこれだけの事業をどのように処理しているのかわからなかったが、支部という名前を使いつつ、実態としては本部が全て行っている形なのか。 団体：支部で経費計上や必要経費を計上する必要があると思うが、最終的に本部に報告してもらい、本部から実績を送付しているのが実態。 会長：運行の管理体制に入っている方はどこの人か。 団体：運行管理体制のもりもとの本社に勤務している人でデイサービスとの関りがあり、事務的な業務も担っているため、運行管理を行うことになる。デイサービスもスタッフを増やしていく予定のため、今後、運行管理体制も変更していくような形を考えている。
--	--

	会長：運行する時の点呼はどのようにしているのか。 団体：対面でアルコールチェックも行っている。 会長：もりともの社員が行うのか。 団体：店舗で実際の対面チェックがマストと伝えている。 会長：福祉有償運送の協議的に考えると、もりともの社員ではなく、コンパスの担当者の点呼でないと。点呼を委託しているのか。 団体：兼務という形で行っている。点呼も社団の業務という形。 会長：料金について、時間割は実際にどう計るのか。 団体：乗車した際に、時間を利用者と確認し、常務記録に時間を記入し、その後はタイマーで時間を計り、到着した際に時間を利用者に伝え、記録を取るという形。 会長：混んでいたりすると同じ距離でも料金は変わってくる時もあるのではないかな。 団体：混んでいれば料金が増えてしまうが、逆に空いていれば距離制より安くなることもある。 会長：複数乗車の場合の支払い方はどうなっているのか。2 人まで 120 円とあるが、2 人乗車すると 2 人目は 120 円でいいということか。 団体：1 人目も 2 人目も 120 円ずつ 5 分毎にいただくという形。 会長：時間ごとの料金に加えてということか。 団体：複数で乗車の場合は、5 分毎に 120 円をそれぞれいただく。お尋ねは最初の 10 分 500 円にプラスの料金という意味か。 会長：5 分毎 2 人から 120 円ずつもらい、10 分間まで 500 円はもらわないということか。 団体：複数乗車の時で料金体系や料金の設定金額が変わっている。500 円の設定は超えないように、5 分毎に 250 円を超えないような設定になっている。 会長：足立区やさいたま市もこの料金で行っているのか。 団体：さいたま市と足立区はこの料金。地方だともう少し安い場合もある。 委：これに介助料がかかるのか。 団体：乗降時の乗降と乗り降りの際の介助料金という形で設定し
--	---

	ている。 委：乗降は両方 1,000 円でよいか。 団体：一乗車で 1,000 円なので、往復で 2,000 円となる。 会長：時間制の料金体系と距離制の料金体系は違う。10 分で 500 円の参考がタクシー料金 800 円となっているが、時間の場合は違わないか。 委：違うと思う。 会長：タクシーの時間料金と比較しないとだめではないか。8 割になっているのかこれではわからないが、他の協議会で問題にならなかったのか。 委：60 分 4,420 円をベースに切り崩しているのかもしれないが、根拠がどうなのか。この考え方が正しいのかはわからない。 団体：これを作成した事務に確認しないと正確な回答にならないが、タクシーでも時間制の料金設定があるので、その料金からの設定。 会長：「参考（実装走行距離）」と書いてあるので、距離制との比較になっている。 委：東京の場合 60 分はあるが、それよりも刻んだのではない。そのままあてはめられるかは解釈できないが、前例にない新しいパターンなので、東京運輸支局の見解はどうか。 委：金額的には多分 8 割ぐらいに収まっている。 委：刻むことも可能なのか。 委：5 分刻みはなく、10 分刻みは認可が取れば可能。ただ、8 割の考え方として刻んで考えても問題はないのではないか。 委：頂いたチラシを見たら、葛飾のだが、他の地域のを参考に持ってきたのか。 団体：間違い。こちらは足立区と葛飾区が同様の料金設定で行っている。杉並区も同様の予定。 委：運送区域は杉並区内か。 団体：杉並区のみになる。 委：発着が杉並区外の場合はどうするのか。 団体：杉並から出発する場合は問題なく、帰りも、自宅が杉並区であればどちらかが区域内になるので問題はないと考えて
--	---

	いる。 委：極端な話、杉並区から高尾山まで道が空いていて 40 分で行けた場合、タクシーなら 1 万円するところ、2,000 円ぐらいで行けてしまう。タイミングによっては大幅な安売りになる。ほとんどの事業者は距離制を選択している。前例がないので、戸惑いがある。 フランチャイズが広がっていくのは良いが、もりともの車両を使っていくというイメージなのか。 団体：フランチャイズが 100 社あるが、その内今やっている事業者は 10 社にも満たない状況である。必ずしも今後どんどん展開していくというわけではない。 委：もりともに車両があって、運行管理をする方がいて、担い手は、そこに行き、点呼を受けて車を借りて出ていくというイメージなのか。 団体：運転手は店舗にいる。 委：もりともが申請するのではないのか。 会長：株式会社だからできない。 会長：登録されている運転手もデイサービスの方か。 団体：デイサービスの職員である。 会長：デイサービスで車が空いている時に、車を動かすということは、その時利用者はデイにきているということか。 団体：その日にデイサービスを利用していない方もいる。あとは、病院の通院等優先順位が高い利用もあるので、デイサービスの利用日と違う日に利用する方もいる。 会長：万が一、その運転手が事故を起こした場合、この協議会では、一般社団の事業として登録になっているので、運転協力員が運転中はそちらの仕事は休みという認識か。 団体：はい。デイサービスの人員体制もあるので、その体制を見ながら運行していく。 委：もう一点よいか、告知というか周知はどのようにして広げていくつもりか。 団体：デイサービスの利用者とケアマネからのご紹介の 2 点が周知活動の主になると思われる。 委：もりともで使っていた車両の遊休時間帯を活用するために、コンパスのブランド力を活用して様々な顧客層に対
--	---

	し、周知・広報を活用してなるべく空きを埋めていくイメージか。 団体：あくまでも地域の方たちとか、私共の利用者が住み慣れた地域で生活できるという環境を整えていきたい。顔見知りの職員に来てもらいたい、慣れた人なら外出できるという方たちを少しでも救いたいとの思いで申請をしたのが経緯である。 委：杉並だと施設型と地域型に分かれているが、デイサービスの利用者だけを利用者として想定しているか。 団体：デイサービスの方たちがメインになるが、ケアマネから希望があれば、受けさせて頂く予定。 委：外出ができるデイサービスであるというのも一つのブランドか。 団体：そういう捉え方もできるかもしれない。 区：組織図で運行管理体制に記載されている 2 名は、コンパスの本部に所属となっているが、この 2 名はもりともと兼務ということか。 団体：杉並支部所属である。 事務局：本部ではなく、杉並支部に所属してもりともと兼務ということか。 団体：はい、そうなる。 会長：やはり、杉並支部の実態というのがどこにあるのか、不思議な感じがする。 委：和田 3 丁目にはどなたかいらっしゃるのか。 団体：デイサービスがあります。 委：時間制で料金を決定するというシステムについて、国土交通省の見解はどうか。 委：時間制だと駄目とか距離制だと良いとかの基準はない。 委：例えば先程の 40 分 2,000 円で高尾山までというような常識外れの料金に対して反対していいということか。 委：基準に合致しなければ駄目というところはないが、地域のタクシーの事業者との調整が取れないのであれば見直しの必要はあるかもしれない。 委：公平性があるのは距離制だと思った。時間制は渋滞等で料金が増す場合もあれば、道路が空いていて距離が走れるこ
--	---

	ともあるので、利用者の方が使い分けをするケースが出てくる。地域の方には距離制で認識されているので距離制の方が統一性はあると思う。今後、乱立してくると、安売りが懸念される。担い手不足もあり新しい取組に挑戦されていて素晴らしいと思うが、運賃の所は意見がある。 委：これまででも、時間制で行っている団体は杉並区以外でもある。タクシーの料金形態に合わせているわけではない。安い料金に対しての縛りもない。確かに距離制で統一が取れていたが、タクシー料金の 8 割ということで料金設定も分散している。利用者の中には、時間制の方が解り易いと言う方もいるかもしれない。デイサービスの車両を使う形も新しい交通の在り方、担い手の活用という流れもあるので、今まで見たことがないから駄目というのは時代に合わないと感じる。 私の意見としては、まずやっていただいて、更新の時に報告を受けながら見守っていくべき。事故があった時に責任を持って対応してくれるのか、支部の扱いがどうか、利用者の状況がデイサービス利用者以外にも広がるのか等何年か経つとわかるのではないかと思います。 委：もりともはリハビリデイサービス、コンパスウォークというデイサービスを行っているが、定員は何名か。都指定ではなく地域密着か。 団体：半日型 18 名で、20 名以下なので地域密着。 委：稼働率は大体どのくらいか。 団体：8 割。 委：そんなにあるのか。その内、2 台でセダンという記載だが、送迎をどのくらいの利用者が受けるのか 団体：利用者のほとんど。送迎車両として 4 台で行っている。 委：4 台の内 2 台を福祉有償運送で使用するということか。 団体：はい。 委：料金の設定をする際に、これまでは単価についてはタクシーの上限の 8 割まで認められているが時間制で 8 割よりも高くなっている所があるのは問題がないのか。タクシーが 500 円で団体の料金が 750 円になっているが。 会長：この協議会で認めれば良い。あくまでも目安である。 委：本来、その範囲でということであれば、全て 8 割以下でさせるべきと思ったが。
--	--

	委：距離制でも、短距離の場合はタクシーより高くなる場合があります、区切りによって8割に収まらないことはこの協議会でもあった。 委：介助料が入れば、高くなる場合があるのは当然というのはわかるが、最初から設定料金のところでその範囲を超えていても問題はないということか。 委：今までもあった。 会長：目安なので、協議会で良しとすればいいということ。 委：担い手不足の中、空いている時間をうまくやっていただくのは非常に良いことで、色々な方が役割を担ってできることをやっていただくことはありがたいことだと思っている。 会長：料金については距離制ではなく、別のものを出していただく必要がある。ほかの協議会ではこれを出しているのか。 団体：時間制の申請をしているので、作成した事務にもう一度確認する。改めて書類を提出したい。 ・会長が事務局で確認するよう指示し、事務局は了承した。 委：チラシについて、5分毎加算というのがあるが、5分は細かすぎるのではないか。乗降に5分以上かかる場合はどうなるか。 団体：介助の時間と乗車時間は別にしており、乗車してから時間をカウントしている。 委：計り方は「今から始めます。」というようなアナウンスで始まるのか。 団体：基本的にタイマーで計っている。乗車前に時間もしっかりと確認し、記録を取った上で出発している。 会長：途中から乗ってくるという複数乗車は想定していないのか。複数は最初から最後まで乗車を想定か。 団体：1人目の方は2人目の所までは無償送迎で、2名乗車から目的地まで時間を計る。 委：足立区や葛飾区で料金の計算が解り難いという声はないか。 団体：トラブルになることはない。
--	--

	会長：それでは料金表は事務局で確認してもらい、提出された料金表の部分では 8 割を超えるところもあるが、それについてはよいか。 全員：（了承） 会長：もりともが行うデイサービスとコンパスが行う福祉有償運送との切り分けや別の組織になっているところを現場で混乱しないように運用して欲しい。時間制についても事前に料金がわかりにくくタクシーに乗りづらい方もいるので、運営の場面では不安がないような対応を望む。 杉並に支部長はいるのか。 団体：支部長はいない。そういう体系にはなっていない。 会長：任意団体に近くなってしまうので、組織としてしっかりとした対応をしていただきたいと伝えておく。 会長：ほかに意見はないか。 全員：なし 会長：それでは、料金のことと、運行体制が複雑なので、そこをしっかりとって欲しいとの意見を付します。 以上で一般社団法人コンパス娘息子代行サービスの新規登録について協議は整ったとして良いか。 全員：（了承） 4）福祉有償運送事業者更新登録について（特定非営利活動法人おでかけサービス杉並） ・資料 4-3 に基づき事業者概要の説明を行った。 [補足説明・質疑応答] 会長：担い手の確保は大変か。 団体：杉並区の地域大学で今年度から 3 日講習を 1 日講習に形を変え年 2 回の開催になった。形態を変えたことで 7 月は 12 名の応募があり、9 名の参加でその内 2 名が私共の団体に登録となった。秋の講習も期待している。 会長：以上で特定非営利活動法人おでかけサービス杉並の更新登録について協議は整ったとして良いか。 全員：（了承）
--	---

	(5) 福祉有償運送事業者更新登録について（社会福祉法人サンフレンズ） ・資料 4-4 に基づき事業者概要の説明を行った。 [補足説明・質疑応答] 団体：特別養護老人ホーム入所者が 100%の利用で支援している。 委：料金がタクシー料金の 2 分の 1 ではなく、8 割まで可能となったが、敢えて据え置いているのか。 団体：現状では料金の値上げは考えていない。 委：車種はどんなものか 団体：ハイエースの 6 人乗りが 1 台、車椅子タイプが 2 台 会長：行き先はどこが多いか。 団体：区内の病院の送迎が多い。入院の場合は上井草在宅支援診療所には嘱託医もあり、病床があるので利用が多い。 委：更新期間の間に料金改定は可能か。 区：料金改定は協議会で協議可能。 会長：以上で社会福祉法人サンフレンズの更新登録について協議は整ったとして良いか。 全員：（了承） 3 その他 【事務連絡】 区：次回の運営協議会は 1 月 26 日（月）で開催 4 閉会
--	---

令和 7 年度 第 1 回 杉並区福祉有償運送運営協議会次第

1 開 会

委員・事務局紹介（自己紹介）
会長互選・副会長指名
会長挨拶 以下会長進行

2 議 題

- (1) 杉並区の福祉有償運送の必要性について（事務局）
 - ・区内移動困難者の状況について
 - ・移動サービス供給量の状況について
 - ・令和 6 年度福祉有償活動実績について
- (2) 福祉有償運送事業者新規登録協議について（社会福祉法人 一粒）
 - ・事業者概要 資料 4－5（事務局）
 - ・補足説明・質疑応答
- (3) 福祉有償運送事業者新規登録協議について（一般社団法人コンパス娘息子代行サービス）
 - ・事業者概要 資料 4－4（事務局）
 - ・補足説明・質疑応答
- (4) 福祉有償運送事業者更新登録について（特定非営利活動法人おでかけサービス杉並）
 - ・事業者概要 資料 4－1（事務局）
 - ・補足説明・質疑応答
- (5) 福祉有償運送事業者更新登録について（社会福祉法人 サンフレンズ）
 - ・事業者概要 資料 4－2（事務局）
 - ・補足説明・質疑応答

3 その他

[資 料]

- 1 団体資料
 - ・資料 4－1 【新規】社会福祉法人 一粒
 - ・資料 4－2 【新規】一般社団法人コンパス娘息子代行サービス
 - ・資料 4－3 【更新】特定非営利活動法人 おでかけサービス杉並
 - ・資料 4－4 【更新】社会福祉法人 サンフレンズ
- 2 机上配付
 - ・次第
 - ・委員名簿（差し替え版）
 - ・令和 6 年度 福祉有償運送活動状況
 - ・資料 4-1 社会福祉法人一粒 団体要件確認表（差し替え版）
 - ・団体の追加資料（社会福祉法人一粒、一般社団法人コンパス娘息子代行サービス）
 - ・社会福祉法人サンフレンズ（善福寺）旅客の名簿

杉並区福祉有償運送運営協議会委員名簿

役職	氏名	所属等
委員	秋山 糸織	特定非営利活動法人おでかけサービス杉並 理事長
委員	磯 史洋	キャピタルモータース株式会社 代表取締役社長
委員	<u>石森 健</u>	都市整備部交通企画担当課長
委員	<u>田口 ゆかり</u>	杉並区ケアマネジャー協議会
委員	<u>小林 聡</u>	関東運輸局 東京運輸支局 首席運輸企画専門官
委員	海津 康德	保健福祉部高齢者施策課長
委員	<u>土田 昌志</u>	保健福祉部管理課長
委員	高橋 博	杉並区身体障害者協会 会長
委員	長谷川 万由美	宇都宮大学 教授
委員	矢花 伸二	保健福祉部障害者施策課長
委員	吉田 正幸	杉並交通株式会社 代表取締役社長
委員	<u>奥村 公章</u>	全国自動車交通労働組合東京地方連合会 書記次長

五十音順・敬称略 下線は新委員
(任期：令和 9 年 3 月 3 1 日まで)

資料 2

○杉並区福祉有償運送運営協議会設置要綱

杉並区福祉有償運送運営協議会設置要綱

平成17年 5 月19日

杉並第10179号

改正 平成19年 3 月19日杉並第84245号
平成26年 2 月24日杉並第60239号
令和 5 年 6 月30日杉並第20327号

平成19年 3 月19日杉並第84257号
平成27年11月12日杉並第42213号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75。以下「省令」という。）に基づき、移動制約者を対象とした福祉有償運送の適正な運営を図ることを目的に、関係機関等との意見交換及び連絡調整を行うため、省令第51条の7第1号に規定する運営協議会として杉並区福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第79条の規定による自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定による有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定による変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (2) 法第79条の12第1項第4号に規定する協議が調った状態でなくなった場合における合意の解除に関すること。
- (3) 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 委員は、前条に掲げる全ての協議に関与する。ただし、区内福祉有償運送団体の代表は、自らの団体に対する前条に規定する議事の決定には関与しない。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の中から互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長が指名する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、公開とする。ただし、協議会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部管理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月19日から施行する。

附 則 (平成27年11月12日杉並第42213号)

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年6月30日杉並第20327号)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

杉並区福祉有償運送運営協議会委員

関東運輸局東京運輸支局長の指名する職員	1名
公共交通に関する学識経験者	2名以内
福祉有償運送の利用が想定される区民又はその支援団体の代表	2名以内
区内一般旅客自動車運送事業者	1名
一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表	1名
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表	1名
区内福祉有償運送団体の代表	2名以内
区長の指名する関係課長	4名以内

杉並区における移動困難者の状況

～福祉有償運送の必要性について～

1 移動困難者数の推計(移動サービスの需要)

令和6年度末の移動困難者数について、要介護認定及び障害認定をもとに推計を行ったところ、移動困難者の推計値は36,484人で、総人口に占める割合は6.3%であった。令和5年度と比較すると、令和6年度の移動困難者数は微増している。

R6年度移動困難者数推計

	福祉車両を必要とする人	セダン車でも可の人	移動困難者(合計)
介護認定者数	要介護3以上 (施設入所者を除く)	要支援・要介護1・2	
	5,926人	17,786人	23,712人
	令和5年度 5,828人	令和5年度 17,468人	令和5年度 23,296人
	令和4年度 5,994人	令和4年度 16,784人	令和4年度 22,778人
身体障害者 (65歳未満)	肢体不自由・内部障害 1～3級	肢体不自由・内部障害 1～3級以外、視覚障害等	
	2,538人	1,697人	4,235人
	令和5年度 2,289人	令和5年度 1,931人	令和5年度 4,220人
	令和4年度 2,560人	令和4年度 1,833人	令和4年度 4,393人
知的障害者		愛の手帳所持者 (施設入所者を除く)	
		2,642人	2,642人
		令和5年度 2,759人	令和5年度 2,759人
		令和4年度 2,662人	令和4年度 2,662人
精神障害者		精神保健福祉手帳 1～3級	
		5,895人	5,895人
		令和5年度 5,426人	令和5年度 5,426人
		令和4年度 5,315人	令和4年度 5,315人
合 計 (総人口に占める割合)	8,464人 1.5%	28,020人 4.8%	36,484人 6.3%

(令和5年度)

合 計 (総人口に占める割合)	8,117人 1.4%	27,584人 4.7%	35,701人 6.2%
--------------------	----------------	-----------------	-----------------

(令和4年度)

合 計 (総人口に占める割合)	8,554人 1.5%	26,594人 4.6%	35,148人 6.1%
--------------------	----------------	-----------------	-----------------

2 移動サービス供給量の推計

令和6年度の区内の移動サービスの総供給量に占める割合は、福祉車両を中心とした個別輸送が13.5%、福祉有償運送が15.7%、福祉タクシー券を利用した輸送が70.8%となっている。供給量の約7割が福祉タクシー券の利用を占めており、残り約3割を個別輸送と福祉有償運送が担っている。

移動サービス供給量									
種別	No.	輸送の種類	R6年度			(参考)5年度		(参考)4年度	
			供給量(件)	総供給量に占める割合	備 考	供給量(件)	総供給量に占める割合	供給量(件)	総供給量に占める割合
福祉車両を中心とした個別輸送	①	福祉ハイヤー	96	0.1%	R6年度、外出支援相談センターにおいて実施した「移動サービス供給量調査結果」より。	564	0.3%	564	0.3%
	②	患者等輸送限定(介護タクシー)	11,682	7.0%	R6年度 車いす券 11,039件 R6年度 ストレッチャー券 643件	11,204	6.7%	12,148	6.9%
	③	患者等輸送限定(訪問介護事業者)	10,596	6.4%	R6年度、外出支援相談センターにおいて実施した「移動サービス供給量調査結果」より。	11,532	6.9%	11,532	6.6%
	小計		22,374	13.5%		23,300	13.9%	24,244	13.8%
福祉有償運送	④	福祉有償運送(地域型)	21,277	12.8%	※R6年度 団体分(一部セダン車を含む)の実績	22,384	13.4%	22,552	12.9%
		福祉有償運送(施設型)	4,901	2.9%	※R6年度 団体分(一部セダン車を含む)の実績	4,395	2.6%	3,964	2.3%
	小計		26,178	15.7%		26,779	16.0%	26,516	15.2%
福祉タクシー券	⑤	法4条・一般乗用一般タクシー	117,665	70.8%	※福祉タクシー券利用状況から1回2,000円と想定して推計(R6年度) ・延受給者 5,010人 ・支払額 2億3,533万円(一人平均 4.7万円利用)	117,435	70.1%	124,380	71.0%
総供給量			166,217			167,514		175,140	

3 移動サービス年間利用の推計

移動困難者1人あたりの移動サービス年間利用回数は、移動サービス供給量を移動困難者数で除すと約4.6回となる。1回の外出には、通常、往復の利用が必要であるため、サービスを利用しての外出は年間2～3回と推測できる。

移動困難者数は年々増加しているが、サービス供給量が減となっている。移動困難者の外出機会を増やすために、民間タクシー事業者や介護事業者等とあわせ、福祉有償運送によるサービス供給をさらに充実させることが求められている。

	サービス供給量(回) (A)	移動困難者(人) (B)	利用回数 (A)÷(B)
令和6年度	166,217	36,484	4.6
令和5年度	167,514	35,701	4.7
令和4年度	175,140	35,148	5.0

杉並区福祉有償運送運営協議会 団体要件確認表

No.	項 目		団 体 の 状 態	添付資料	備考	
1	運送主体	団 体 名	社会福祉法人 一粒	A 自家用有償旅客運送の登録の申請 (様式第2-1号)	運送の区域 発着のいずれかは杉並区内	
		所 在 地	杉並区下井草4丁目30-1	B 定款 役員名簿 C 車両運行規定 D 登記事項証明		
		代 表 者	理事長 関 時彦	E 宣誓書(様式第3号) (欠格事由に該当しない旨を証する書類)		
2	運 送 の 対 象		登録会員 15人 (令和7年7月10日現在)	F 旅客の名簿(参考様式八号) 身体状況等・態様ごとの会員数		
3	使用車両	福 祉 車 両	1 台	G 自動車登録簿(参考様式第イ号)	・車検証(写) ※事務局確認済	
		セダン型車両	0 台			
4	運転者	運 転 協 力 員 数	2 人	H (様式第4号) 運転者就任承諾書兼 就任予定運転者名簿	・免許証(写) ・運転者講習修了証(写) ※7月27日受講予定	
		第 二 種 免 許 所 持 者 数	0 人			
5	損 害 賠 償 措 置		対人:無制限 対物:無制限		・任意保険証(写) ※事務局確認済	
6	運 送 の 対 価		【利用者負担額】 初乗り 250円 以降1km毎 200円加算 迎車料 300円 乗降介助料 200円 軽介助料 250円(15分) 待機料金 250円(15分) 当日キャンセル料 650円	I 料金表		
7	運行管理	責 任 者	J 運行管理の責任者 就任承諾書(様式第6号)	K 運行管理の体制等を記載した書類(様式第7号)		
		体 制				
8	その他	収 支 状 況	L 前年度決算書・現年度予算書			
		活 動 実 績	M 活動実績報告書			
		車 両 の 表 示	自動車の両側面に「運送者の名称」、「有償運送車両」の文字、「登録番号」を記載した標章を表示する。			
		自 動 車 内 の 掲 示	・料金に関する事項を旅客が見やすいよう自動車内に掲示等する。 ・登録証の写しを自動車内に常備する。			
		現 在 の 登 録 有 効 期 間				

*団体要件確認表及び添付資料は団体に帰属するものですので、協議後に回収させていただきます。
取扱いには、十分ご注意ください。

杉並区福祉有償運送運営協議会 団体要件確認表

No.	項 目		団 体 の 状 態	添付資料	備考	
1	運送主体	団 体 名	一般社団法人 コンパス娘息子代行サービス	A 自家用有償旅客運送の 登録の申請 (様式第2-1号)	運送の区域 発着のいずれかは杉並区内	
		所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区桜木町 4丁目783番地4	B 定款 役員名簿 C 車両運行規定 D 登記事項証明		
		代 表 者	代表理事 小池 修	E 宣誓書(様式第3号) (欠格事由に該当しない旨 を証する書類)		
2	運 送 の 対 象		登録会員 9人 (令和7年7月24日現在)	F 旅客の名簿(参考様式八号) 身体状況等・態様ごとの会員数		
3	使用車両	福 祉 車 両	0 台	G 自動車登録簿(参考様式第イ号)	・車検証(写) ※事務局確認済	
		セダン型車両	2 台			
4	運転者	運 転 協 力 員 数	2 人	H (様式第4号) 運転者就任承諾書兼 就任予定運転者名簿	・免許証(写) ・運転者講習修了証(写) ・運転者台帳(写) ・運転者証(写) ※事務局確認済	
		第 二 種 免 許 所 持 者 数	0 人			
5	損 害 賠 償 措 置		対人:無制限 対物:無制限		・任意保険証(写) ・貸与車のため契約書(写) ※事務局確認済	
6	運 送 の 対 価		【利用者負担額】 初乗り～10分まで 500円 以降5分毎 250円加算 乗降介助料 1,000円	I 料金表		
7	運行管理	責 任 者	J (様式第6号) 運行管理の責任者 就任承諾書			
		体 制	K (様式第7号) 運行管理の体制等を記載した書類			
8	その他	収 支 状 況	L 前年度決算書・現年度予算書			
		活 動 実 績	M 活動実績報告書			
		車 両 の 表 示	自動車の両側面に「運送者の名称」、「有償運送車両」の文字、「登録番号」を記載した標章を表示する。			
		自動車内の掲示	・料金に関する事項を旅客がみやすいよう自動車内に掲示する。 ・登録証の写しを自動車内に常備する。			
		現在の登録有効期間				

*団体要件確認表及び添付資料は団体に帰属するものですので、協議後に回収させていただきます。
取扱いには、十分ご注意ください。

杉並区福祉有償運送運営協議会 団体要件確認表

No.	項 目		団 体 の 状 態	添付資料	備考
1	運送主体	団 体 名	特定非営利活動法人 おでかけサービス杉並	A 自家用有償旅客運送の 更新登録の申請 (様式第2-2号)	運送の区域 発着のいずれかは杉並区内 B(定款)は省略
		所 在 地	杉並区荻窪5丁目18番11号 サ ニシティ荻窪103	B 定款 役員名簿 C 車両運行規定 D 登記事項証明	
		代 表 者	理事長 秋山 糸織	E 宣誓書(様式第3号) (欠格事由に該当しない旨 を証する書類)	
2	運 送 の 対 象		登録会員 253人 (令和7年6月30日現在)	F 旅客の名簿(参考様式八号) 身体状況等・態様ごとの会員数	
3	使用車両	福 祉 車 両	4 台	G 自動車登録簿(参考様式第イ号)	・車検証(写) ※事務局確認済
		セダン型車両	11 台		
4	運 転 者	運 転 協 力 員 数	18 人	H(様式第4号) 運転者就任承諾書兼 就任予定運転者名簿	・免許証(写) ・運転者講習修了証(写) ※事務局確認済
		第 二 種 免 許 所 持 者 数	3 人		
5	損 害 賠 償 措 置		対人:無制限 対物:無制限		・任意保険証(写) ※事務局確認済
6	運 送 の 対 価		【利用者負担額】 初乗り 275円 以降1km毎 216円加算 迎車料 315円 乗降介助料 210円 軽介助料 262円(15分) 待機料金 158円(15分) 当日キャンセル料 650円	I 料金表	
7	運行管理	責 任 者	J 運行管理の責任者 就任承諾書(様式第6号)		
		体 制	K 運行管理の体制等を記載した書類(様式第7号)		
8	その他	収 支 状 況	L 前年度決算書・現年度予算書		
		活 動 実 績	M 活動実績報告書		
		車 両 の 表 示	自動車の両側面に「運送者の名称」、「有償運送車両」の文字、「登録番号」を記載した標章を表示する。		
		自 動 車 内 の 掲 示	・料金に関する事項を旅客が見やすいよう自動車内に掲示等する。 ・登録証の写しを自動車内に常備する。		
		現 在 の 登 録 有 効 期 間	令和5年1月12日～令和8年1月11日		

*団体要件確認表及び添付資料は団体に帰属するものですので、協議後に回収させていただきます。
取扱いには、十分ご注意ください。

杉並区福祉有償運送運営協議会 団体要件確認表

No.	項 目		団 体 の 状 態	添付資料	備考
1	運送主体	団 体 名	社会福祉法人 サンフレンズ	A 自家用有償旅客運送の更新登録の申請（様式第2-2号） B 定款 役員名簿 C 車両運行規定 D 登記事項証明 E 宣誓書（様式第3号）（欠格事由に該当しない旨を証する書類）	運送の区域 発着のいずれかは杉並区内
		所 在 地	杉並区上井草三丁目33番10号		
		代 表 者	理事長 土屋 俊彦		
2	運 送 の 対 象		登録会員 34人 (令和7年6月30日現在)	F 旅客の名簿（参考様式八号） 身体状況等・態様ごとの会員数	
3	使用車両	福 祉 車 両	4 台	G 自動車登録簿（参考様式第イ号）	・車検証（写） ※事務局確認済
		セダン型車両	0 台		
4	運転者	運 転 協 力 員 数	5 人	H（様式第4号） 運転者就任承諾書兼 就任予定運転者名簿	・免許証（写） ・運転者講習修了証（写） ※事務局確認済
		第 二 種 免 許 所 持 者 数	1 人		
5	損 害 賠 償 措 置		対人：無制限 対物：無制限		・任意保険証（写） ※事務局確認済
6	運 送 の 対 価		【利用者負担額】 初乗り 250円 以降1km毎 195円加算	I 料金表	
7	運行管理	責 任 者	J 運行管理の責任者 就任承諾書（様式第6号）		
		体 制	K 運行管理の体制等を記載した書類（様式第7号）		
8	その他	収 支 状 況	L 前年度決算書・現年度予算書		
		活 動 実 績	M 活動実績報告書		
		車 両 の 表 示	自動車の両側面に「運送者の名称」、「有償運送車両」の文字、「登録番号」を記載した標章を表示する。		
		自 動 車 内 の 掲 示	・料金に関する事項を旅客が見やすいよう自動車内に掲示等する。 ・登録証の写しを自動車内に常備する。		
		現 在 の 登 録 有 効 期 間	令和4年10月13日～令和7年10月12日		

*団体要件確認表及び添付資料は団体に帰属するものですので、協議後に回収させていただきます。
取扱いには、十分ご注意ください。

令和6年度 福祉有償運送活動状況

項 目			特定非営利活動法人 おでかけサービス 杉並	特定非営利活動法人 杉並移送サービス	特定非営利活動法人 一期の会	特定非営利活動法人 アンサンブル	特定非営利活動法人 NPOケア杉並 (R5.1～)	地域型小計	社会福祉法人 杉樹会（※）	社会福祉法人 いたるセンター	社会福祉法人 サンフレンズ	施設型小計	総計
利用会員の状況	登録会員	総数（人）	250	238	77	39	48	652	161	349	33	543	1195
		うち区民（人）	249	229	77	33	48	636	160	310	33	503	1139
		うち区民以外（人）	1	9	0	6	1	17	1	13	0	14	31
		区民率（％）	99.6	96.2	100.0	84.6	100.0	97.5	99.3	88.8	100.0	92.6	95.3
	移動制約者等の内訳	要支援・要介護（人）	161	180	48	1	42	432	129	0	33	162	594
		障害者手帳所持者（人）	64	58	23	38	5	188	28	200	0	228	416
		その他（人）	25	0	6	0	2	33	4	123	0	127	160
	運転協力員の状況	総数（人）	18	14	9	3	6	50	16	2	5	23	73
		うち2種免取得者（人）	3	2	0	0	0	5	3	0	0	3	8
活動実績	稼働日数（日）		364	365	324	199	266	1518	364	211	56	631	2,149
	運送回数	総数（回）	5,564	11,125	3,094	539	955	21,277	4,278	519	104	4,901	26,178
		うち2名相乗り（回）	0	0	20	0	0	20	0	41	0	41	61
		うち3名相乗り（回）	0	0	0	0	0	0	0	57	0	57	57
	運送人員（人）		1,355	11,125	536	539	558	14,113	4,278	672	104	5,054	19,167
	運送の対価（円）		7,106,756	12,482,360	3,636,150	759,590	1,090,900	25,075,756	3,945,850	334,506	89,180	4,369,536	29,445,292
	その他の対価（円）		3,573,254	7,166,450	2,094,360	345,710	596,250	13,776,024	3,501,100	0	0	3,501,100	17,277,124
	走行キロ（Km）		31,551	57,526	15,516	3,156.0	4,423.0	112,172	21,679.0	3,563	363.0	25,605	137,777
	事故発生件数（件）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要望受付件数（件）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※杉樹会は地域型としても活動している。